

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 11月の主な成立法令一覧
3. 11月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 11月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最三判平成17年7月19日 金法1753号41頁 平成16年（受）第965号  
過払金等請求事件  
→法務速報51号8番にて紹介済。

(2) 最一判平成17年11月10日 最高HP平成15年（受）第281号 損害賠償請求事件  
（一部棄却、一部破棄差戻し）和歌山カレーライス事件法廷写真等掲載事件  
1 刑事事件の法廷における被疑者の容ぼう等を撮影した行為及びその写真  
（以下「本件写真」という。）等を写真週刊誌に掲載して公表した行為が不法行為法上違法とされた事例。

（理由）  
本件写真の撮影及び写真の説明記事の掲載は、公共の利害に関する事項にかかわり、専ら公益を図る目的でされたと認められるが、本件写真の撮影方法は相当性を欠き、また、本件写真の説明記事には、刑事被告人が手錠をされ、腰縄を付けられた状態であることを殊更指摘する記載があるなど、同記事の説明文も相当性を欠くから、本件写真の撮影及び説明記事の掲載の違法性は阻却されない。

2 刑事事件の法廷における被告人の容ぼう等を描いたイラスト画を写真週刊誌に掲載して公表した行為のうち、手錠をされ、腰縄を付けられた状態を描いたイラスト画の掲載は不法行為法上違法であるが、その余のイラスト画の掲載は違法ではないとされた事例

（理由）  
現在の我が国において、一般に、法廷内における被告人の動静を報道するためにその容ぼう等をイラスト画により描写し、これを新聞、雑誌等に掲載することは社会的に是認された行為であるが、刑事被告人が手錠、腰縄により身体の拘束を受けている状態が描かれたイラスト画を公表する行為は、同人を侮辱し、同人の名誉感情を侵害するものというべきであり、社会生活上受忍すべき限度を超えて、同人の人格的利益を侵害する。

(3) 東京高判平成17年9月29日 平成16年（ネ）第6328号各損害賠償等請求  
本件は、内閣総理大臣である被控訴人小泉純一郎（以下「被控訴人小泉」という。）が平成13年8月13日に靖国神社に赴き本殿に昇殿して戦没者の霊を拝礼したなどの行為（以下「本件参拝」という。）は内閣総理大臣の職務として行われたいわゆる公式参拝に当たり、本件参拝により控訴人らの信教の自由、宗教的人格権等が侵害されたとして、被控訴人国に対し国家賠償法第1条第1項に基づき、被控訴人小泉に対し民法第709条に基づき、各控訴人が受けたとする精神的苦痛に対する慰謝料を求めた事案であるが、本件参拝は、被控訴人小泉の判断、意思、上記行為の目的、性質等、政府の主催する公式行事との関係等に照らし、被控訴人小泉が自己の信条に基づいて行った私的な宗教上の行為その他の個人的な行為であって、内閣総理大臣の職務行為として行われたものであるとは認められないとされた事例。

(4) 東京高判平成16年10月19日 金法1754号75頁 平成16年（ネ）第3760号  
不当利得返還等請求控訴事件  
売掛債権担保融資を業として行っている金融会社が請負代金債権の譲渡を受けたが、同請負代金債権には譲渡禁止特約がついていたところ、同金融会社であれば、請負代金債権には、工事請負契約約款に慣らして譲渡禁止特約がついているのが常態であることを認識していたと推認されるし、仮に譲渡禁止特約の存在を知らなかったとしても、知らなかったことについて重過失があるとされた事例。

(5) 名古屋高判平成17年9月29日 高裁HP 平成16年（ネ）第1125号  
損害賠償請求各控訴事件（一部認容の原判決破棄、一部認容）  
1 児童養護施設内の入所児童同士の暴行事件により重篤な後遺障害を負った入所児童が、同施設職員及び施設長の使用者である施設経営者に対し民法上の使用者責任等を追及し、同時に施設長らが公務員に該当して国に対し国家賠償請求を行った事案である。  
2 裁判所は、施設長らを組織法上の公務員ではないが国賠法上の公務員に該当すると認定した上、国賠法1条1項は、公務員個人の責任を排除したものにはすぎず、それにより公務員個人の行為の違法性が消滅するものではないから、いわゆる組織法上の公務員ではないが、国賠法上の公務員に該当する者の使用者の不法行為責任まで排除するものとはいえないとした。

(6) 大阪高判平成17年9月30日 高裁HP 平成16年（ネ）第1888号  
損害賠償請求控訴事件（控訴棄却）  
1 内閣総理大臣の靖国神社に対する3度の参拝について、少なくとも行為の外形において、国家賠償法1条1項にいう、内閣総理大臣としての「職務を行うについて」なされたものと認められ、且つ、内閣総理大臣の靖国神社に対する3度の参拝が、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たるとされた事例。  
2 内閣総理大臣の靖国神社に対する3度の参拝が、控訴人らの権利ないし法的利益を侵害するものとはいえないとされた事例。

(7) 札幌高判平成17年11月11日 高裁HP 平成17年(ネ)第214号  
損害賠償(一部認容の原判決破棄, 請求棄却)

1 警察官が, 捜査情報を保管していた私有のパソコンを, (私的な目的で) その自宅に於いてインターネットに接続したところ, 同パソコンにインストールされていたファイル交換ソフトがコンピュータ・ウィルスに汚染していたため同捜査情報がインターネットを通じて外部流出したことについて, 被疑者が国家賠償請求を行った事案。

2 本判決は, (1) 非番時に自宅においてインターネットに接続する行為は警察官の職務行為又は社会通念上職務の範囲に属すると見られる場合に当たらず, また, (2) 警察署長及び管理担当者の情報の流失を防止すべき管理義務違反についても, 管理につき不備はあったが, コンピュータ・ウィルスについての情報は一般には広まっていなかった等の事情から, 情報の流出という結果について予見可能性はあったとはいえないとし, (1)(2)について反対の判断を示して請求を一部認容した原判決を破棄した。

(8) 東京地判平成16年3月24日判時1902号71頁 平成13年(ワ)第15454号  
損害賠償請求事件(一部認容, 一部棄却, 控訴)

テレビ番組の制作にあたって取材を受けた団体が, 取材前の説明や取材経過により放送の趣旨等について抱いた期待(取材協力の前提)と異なる内容の番組が放送されたと主張して, 当該番組を放送した放送事業者を営むA, Aから当該番組の制作委託を受けたB及びBから再度の制作委託を受けて取材活動を行ったCに対して損害賠償を求めた事案において, 放送事業者が番組編集の自由が保障される一方で, 取材対象者にとって取材結果の編集内容やこれを使用して制作される番組の趣旨は取材に依るべきかを決定する要因となりうるとして, 取材対象者が取材過程において取材結果の編集内容や使用番組の趣旨について取材結果が特定の方針に基づいて編集され, あるいは, 特定の趣旨の番組に使用されるなど相当具体的な期待を抱いた場合においては, 取材者がそのような編集内容や使用番組の趣旨などについて約束をするなど, 当該期待を抱くのもやむを得ない特段の事情が認められるときは, その期待は法的保護に値するとして, 特段の事情を認定して, Cに対する関係において期待権侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求を一部認容し, Aに対しては番組の制作・放送は放送番組編集の自由の範囲内の行為として違法性を認めず, ABに対する請求を棄却した事例。

(9) 東京地判平成17年4月7日判タ1181号244頁 平成14年(ワ)第10105号  
損害賠償請求事件 一部認容・控訴

Y1大学の大学院科目履修生で留学生のXが, 担当教授であるY2から, Y2とXを含む学生との懇親会の後, 2人でホテルのラウンジにおいて飲もうと誘われ, これに応じたところ, 帰宅するまでの間に卑猥な言葉をかけられたり, 数回にわたり胸を触られるなどされ, さらに, その後, ゼミにおいても冷遇されるなどのセクシャル・ハラスメントを受けたなどとして, Y2に対しては当該セクハラ行為等を不法行為として, Y1大学に対しては良好な研究・学習環境を提供すべき信義則上の義務の違反があるとして, それぞれ1200万円(経済的損害500万円, 慰謝料500万円, 弁護士費用200万円)の損害賠償請求をした。本判決では, Y2にセクハラ行為があったものとして同教授の不法行為責任が認められ, 当該行為はY2の私的な懇親会が行われた後に, それぞれが帰宅する途中で行われたものであり, その内容としてはもちろん, 行為の外形上も到底公務員がその職務を行うについてされたものということではできないから, Y2の行為について国家賠償法によりY1大学が賠償責任を負うことはないとし, Y1大学は従来からセクハラ被害の発生防止等の対応をしていたこと, Y1大学においてY2の行為を事前に防止するための対応をとることが困難であったこと等に照らして, Y1大学において信義則上の義務違反を認めることができず, Y2の負うべき損害賠償額が慰謝料200万円及び弁護士費用20万円の限度で認められた。

#### 【商事法】

(10) 名古屋高判平成17年10月6日 高裁HP 平成17年(ネ)第182号

会員資格保証金返還請求控訴事件(請求棄却の原判決取消し, 請求認容)

1 預託金会員制のゴルフクラブに入会するために, 経営会社に対し会員資格保証金を預託してその会員資格を取得した控訴人が同クラブを退会するにあたり, 同社の会社分割により新たに設立され同クラブの名称を用いてゴルフ場の経営をしている被控訴人に対し, 同保証金の返還及びこれに対する遅延損害金の支払いを請求し, 認められた事案。

2 本判決は, 分割計画書の記載を仔細に検討し, 保証金返還債務の承継は否定した。

他方, 本判決は, 「ゴルフ場を経営する会社(分割会社)が会社分割を行い, その用いていたゴルフクラブの名称を新設会社が統用しているときには, 新設会社が, 会社分割後遅滞なく当該ゴルフクラブの会員によるゴルフ場施設の優先的利用を拒否したなどの特段の事情がない限り」, 新設会社は商法26条1項類推適用により保証金返還債務を負うと判断した。

(11) 大阪地判平成16年8月26日判タ1181号254頁 平成15年(ワ)第5877号

損害賠償請求事件 請求棄却・確定

証券投資信託における委託者の業務等を営む会社Yが, 後に金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく適用申請をした保険会社(大成火災海上保険株式会社)発行のコマーシャルペーパー(CP)を中期国債ファンドの信託財産に組み入れていたところ, いわゆる同時多発テロが発端となり大成火災が会社更生特例法に基づく適用申請をしたことから当該CPに償還が受けられなくなったため, Yが当該CPの価値をゼロ円と評価したことにより本件中国ファンドは額面割れの状態になり, その際の本件中国ファンドを購入していたXは当該中国ファンドの解約をした。しかし, その後, Yは大成火災の更生計画に基づき38億円あまりの

弁済を受け、これを中国ファンドを解約しなかった者にものみ分配し、解約したXらには分配しなかったため、XはYに対し①本件中国ファンドに本件CPを組み込んだことが投資信託財産の運用上の注意義務違反に当たるとして、主的に不法行為に基づく損害賠償請求を行い、②Yは本件CPの価値をゼロ円と評価したが、実際には大成火災から本件CPについての返還金の弁済を受けたのであるから、その額で再計算を行いゼロ円と評価した場合との差額を清算すべきである等の主張をして予備的に清算金請求権を主張した。本判決は、①について、たとえいわゆる同時多発テロが発生したとしても、そのことから本件CPを本件中国ファンドに組み込んだことが善管注意義務に反するとはいえないとし、②について、本件CPをゼロ円であると評価したことは正当であるとした上、その後、Yが大成火災から返還金を受けることとなったとしても、それはあくまでも結果としてそのようになっただけであり、Xのような投資家には大成火災が会社更生特例法の適用を申請した段階で本件中国ファンドを解約するか解約を留保するかを選択を行うことができたのであるから、その選択に従って契約関係が消滅した以上、後に弁済が得られたからといってそこからXに再計算を行った上での清算義務が課されるものではないと判示し、Xの請求を棄却した。

(12) 東京地判平成16年8月31日 金法1754号91頁 平成15年(ワ)第27547号  
預託金返還請求事件

預託金会員制のゴルフクラブの名称がゴルフ場の営業主体を表示するものとして用いられている場合において、ゴルフ場の営業の包括的賃貸借が行われた場合、賃借人が賃貸人の用いていたゴルフクラブの名称を継続して使用する場合には、商法26条1項が類推適用されると解すべきであるから、賃借人は、当該ゴルフクラブの預託金返還債務につき、弁済の義務を負う。

#### 【知的財産】

(13) 知財高判平成17年10月31日 裁判所HP 平成17(ネ)第10079号

意匠権民事訴訟事件

意匠法3条1項3号の意匠についての「類似」の概念は、一般需要者に対して登録意匠と類似の美観を生じさせるものと解され(最高裁昭和49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁参照)るので、同法23条本文は、意匠権の効力が、「登録意匠及びこれに類似する意匠」についてその「登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品」に及ぶことを定めたものと解するのが相当である。被控訴人商品と本件登録意匠に係る物品とは、物品の使用の目的、使用の状態等が大きく相違していることが明らかであり、被控訴人商品の一般需要者が具体的な取引の場で被控訴人商品と本件登録意匠に係る「カラビナ」とを混同するおそれがあるとは認め難いから、被控訴人商品は、本件登録意匠の権利範囲に属するとはいえ、本件意匠権の効力は及ばないものというべきである、として控訴人の請求を棄却した。

(14) 知財高判平成17年11月11日 裁判所HP 平成17年(行ケ)第10042号

特許取消決定取消請求事件

原告を特許権者とする「偏光フィルムの製造法」の特許に係る特許異議申立てについて、特許出願の願書に添付した明細書の記載不備(明細書のサポート要件に適合していないこと)を理由にされた特許取消決定に対し、原告が決定の判断の誤りを主張してその取消しを求めた事案につき、本件発明は、特性値を表す二つの技術的な変数(パラメータ)を用いた一定の数式により示される範囲をもって特定した物を構成要件とするものであるが、本件明細書の発明の詳細な説明における記載(高度の耐久性を持ち、かつ、高延伸倍率に耐え得る偏光フィルムの実施例二つと、耐久性が十分でなく、高延伸倍率に耐えられない偏光フィルムの比較例二つのみが記載)だけでは、所望の効果(性能)が得られる範囲を画する境界線が的確に示されているとは到底いうことができず、そうすると、本件出願時の技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば、所望の効果(性能)が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載しているとはいえ、本件明細書の特許請求の範囲の本件請求項1の記載が明細書のサポート要件に適合するという事はできないとして、原告の訴えを棄却した事案。

(15) 東京地判平成16年9月30日判タ1181号333頁 平成15年(ワ)第26311号

報償金請求事件 請求棄却・控訴  
→法務速報42号27番にて紹介済。

(16) 大阪地判平成16年11月30日判時1902号140頁 平成15年(ワ)第11200号

商標権侵害差止等請求事件(認容、確定)

世界的に著名であって国内外で異なる営業主体に属している商標(「DUNLOP」)につき、欧州で商標権を有する会社が製造した商標が付された外国製品を我が国に輸入・販売する行為につき、日本における商標権を有する会社(原告)が当該商標の使用差止及び損害賠償を請求した事案において、

1 フレッドベリー事件上告審判決(最高裁第一小法廷平成15年2月27日判決・民集57巻2号125頁、判例時報1817号33頁)を参照して、同判決に示された、真正商品の並行輸入として商標権侵害としての実質的違法性を欠く場合についての3要件を検討し、真正商品の並行輸入及びこれに準じる行為には該当しない。

2 原告が多額の広告宣伝費をかけて消費者に当該商標等を浸透させ、原告独自の商標を使用した新製品を開発製造し販売したこと等により、現在では当該商標は原告を示すものであり、他国で当該商標を使用して営業活動を行う企業体とは別であると取引業者や需要者に認識されるに至っていること等から、原告の商標権の行使は権利濫用には該当しない、とされた事例。

(17) 大阪地判平成17年10月24日 裁判所HP 平成17(ワ)第488号

著作権 民事訴訟事件

集合住宅向けハードディスクビデオレコーダーシステムに録画された放送番組は、公衆送信されるといえるか否か争われた。

著作権法における公衆送信の定義においては、同一の建物でも、その内部が区分され、占有者を異にする区域が複数存在する場合には、その建物の中で「公衆送信」がされ得ることとされているので、サーバーとビューワーが有線回線によって電氣的に接続され、サーバーは集合住宅の共用部分に、ビューワーは個々の入居者の居室に設置された構成において、送信を要求し、信号を受信するものは、「公衆」であるということが出来る。として、被告商品の使用時において、被告商品のサーバーのハードディスクに放送番組を録画することにより、その放送番組は自動公衆送信し得る状態になるものであると判断した。

(18) 東京地判平成17年11月16日 裁判所HP 平成15年(ワ)第29080号  
補償金請求事件

被告の有していた用途特許権に係る発明について、被告の元従業員である原告が、同発明は被告に籍中にした職務発明であり、被告に特許を受ける権利(共有持分)を承継させたものであるとして、特許法35条3項に基づいて、その相当の対価及び遅延損害金の支払を求めた事案につき、本件用途特許権については、被告から他者に対する実施許諾等がされたことはなかったものであり、その他、被告が本件用途特許権を実施し、あるいは、これによって受けるべき利益があることを示す事情は認められず、他者に当該発明の実施を禁止することにより得られた利益があることを示す事情も認められないので、結局、本件用途発明により被告が受けるべき利益を認めることはできないというべきであり、そうすると、本件用途発明の承継に伴い、被告から原告に支払われた出願補償、登録補償を超えて、原告に支払われるべき対価は認められないことになるとして、原告の請求を棄却した事案。

#### 【民事手続】

(19) 最三判平成17年11月8日 最高HP平成16年(受)第1939号

檀信徒総会決議不存在確認等請求事件(一部破棄自判、一部破棄差戻し)

1 宗教法人の檀信徒総会で選任されたことがないにも拘わらず代表役員として登記されたことがある者(以下「X」という。)が提起した、責任役員及び代表役員を選定する檀信徒総会決議の不存在確認の訴えにつき確認の利益があるとされた事例

(理由)

宗教法人の代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する権限を有し(宗教法人法18条3項)、責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する権限を有する(同条4項)。そして、上記訴えを提起した者(以下「X」という。)は、宗教法人(以下「Y」という。)の檀信徒であり、責任役員及び代表役員を選定する権限を有する檀信徒総会の構成員であるから、責任役員や代表役員の行為によってその地位ないし利益が害される危険があり、責任役員及び代表役員が適正に選定されることについて法律上の利益を有するものと認められる。XとYの間には、現在の責任役員及び代表役員について争いがあるが、その争いは、本件檀信徒総会選任決議に対する疑義から派生しているものであるから、同決議の存否を確定することがXの檀信徒としての地位ないし利益が害される危険を除去するために必要かつ適切であるというべきである。

2 責任役員又は責任役員代務者と称して宗教法人の運営にかかわってきた檀信徒が責任役員及び代表役員を選定するための檀信徒総会を招集することが許されるとされた事例

(理由)

本件檀信徒総会が開催された当時、Yは代表役員も責任役員も欠いており、檀信徒総会において責任役員及び代表役員を選定しなければならない状態にあったが、ただ1人責任役員として役員選定のための檀信徒総会を招集することのできた者は、責任役員としての事務を執行することを期待できない状態にあったというべきであるから、責任役員、責任役員及び代表役員を宗教法人の必要的な機関としている法の趣旨及びYの運営に檀信徒の意思を直接反映させようとして責任役員及び代表役員を選定する権限を檀信徒総会に与えた寺院規則の趣旨にかんがみ、Yの檀信徒であり、責任役員又は責任役員代務者と称してYの運営にかかわってきた者が役員選定のための檀信徒総会を招集することも許されると解するのが相当であり、唯一の責任役員がその権利義務を行使しないことを表明していないからといって、同招集行為の効力が否定されることはない。

(20) 最三判平成17年11月08日 最高HP判決 平成17年(オ)第153号、平成17年(受)第178号 詐害行為取消請求事件(棄却)

更生会社の管財人が旧会社更生法(平成14年法律第154号による改正前のもの)78条1項1号に該当する行為についてした否認の効果は、当該行為の目的物が複数で可分であったとしても、目的物すべてに及ぶとされた事例。

(理由)

(1) 1号否認権は、更生手続が開始されたことを前提に、管財人が、旧会社更生法78条1項1号に該当する行為により逸出した更生会社の一般財産を原状に回復させ、更生債権者等に対する弁済原資を確保するとともに、更生会社の事業の維持更生を図る目的の下に、その職責上行使するものであって、一般の債権者が民法424条に基づき個別的に自らの債権の確保を図るために詐害行為取消権を行使する場合の取消債権者の債権額のような限界は存在しないこと。(2) 更生債権及び更生担保権については、届出、調査の期日における調査、確定の訴え等の旧会社更生法所定の手続によって確定すべきものとされている(旧会社更生法125条、126条、135条、147条等)し、届出期間内に届出をしなかった更生債権者及び更生担保権者であっても、更生手続に参加することが一切できなくなるわけではなく、期間後の届出が許される場合もある(同法127条、138条等)上、更生会社に属する一切の財産の価額等については、財産評定等の旧会社更生法所定の手続によって確定すべきものとされている(同法177条等)ので、管財人が1号否認

権を行使する時点では、更生債権、更生担保権、更生会社に属する財産の価額等がすべて確定しているわけではないことに照らすと、管財人が1号否認権を行使する場合には、旧会社更生法78条1項1号に該当する行為の目的物が複数で可分であったとしても、目的物すべてに否認の効果が及ぶと解するのが相当である。

(21) 最一決平成17年11月10日 最高HP平成17年（行フ）第2号  
文書提出命令申立却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件（棄却）  
仙台市（以下「市」という。）の区域内に事務所を有する団体が、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、市長に対し、市の議会の会派に対して受領した政務調査費に相当する額の不当利得返還請求をすることを求める本案事件につき、同会派の議員が政務調査費を用いてした調査研究の内容及び経費の内訳を記載した調査研究報告書とその添付書類（以下「本件文書」という。）について、同団体が文書の所持者に対して民訴法220条4号に基づき文書提出命令を申し立てた事案において、本件文書が、民訴法220条4号二所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たるとされた事例。

（理由）  
仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成13年仙台市条例第33号。以下「本件条例」という。）の委任に基づいて議長が定めた「仙台市政務調査費の交付に関する要綱」（以下「本件要綱」という。）の定めによれば、調査研究報告書をもって、調査研究を行った議員から所属会派の代表者に提出すべきものとするにとどめ、これを議長に提出させたり、市長に送付したりすることは予定していない。また、調査研究報告書が開示された場合には、所持者である会派及びそれに所属する議員の調査研究が執行機関、他の会派等の干渉等によって阻害されるおそれがあり、調査研究に協力するなどした第三者の氏名、意見等が調査研究報告書に記載されている場合には、これが開示されると、調査研究への協力が得られにくくなって以後の調査研究に支障が生ずるばかりか、その第三者のプライバシーが侵害されるなどのおそれもある。

(22) 最二決平成17年11月11日 最高HP平成17年（許）第22号  
担保不動産競売申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件（破棄自判）  
根抵当権者が競売申立ての際に提出した登記事項証明書に、当該根抵当権の登記のほか譲渡担保を原因とする同人への所有権移転登記が記載されていても、同登記事項証明書は、民事執行法181条1項3号の文書に当たるとされた事例。

（理由）  
民事執行法181条1項柱書及び182条によれば、担保権実行の申立ての要件としては、換価権の原因である担保権の存在を証明するものとして定める法定文書の提出を要求する一方、法定文書の提出さえあれば、担保権の存在について実体判断をすることなく、競売手続の開始を決定することとし、担保権の不存在、消滅等の実体上の事由は、債務者又は不動産所有者の側からの指摘を待って、執行抗告等の手続で審理判断するという構成を採っているものと解される。したがって、登記事項証明書上、根抵当権者が所有権者であることにより混同によって根抵当権が消滅したとの実体判断をすべきではない。

(23) 東京地判平成17年4月15日 金法1754号85頁 平成16年（ワ）第22073号  
共益債権等請求事件

1 特定の請求権が民事再生法84条1項にいう「再生手続開始前の原因に基づいて生じた」との要件に該当するには、請求権自体が再生手続開始の時点で既に成立していることは必要ではなく、請求権の基礎となる発生原因事実のうち主たる原因事実が備わっていれば足りると解されるところ、主債務である租税債務は再生手続開始決定前に発生し、当該租税債務についての保証契約も、再生手続開始決定前にされていることからすれば、本件求償権の基礎となる発生原因事実は、再生手続開始決定前に生じていたということが出来るから、代位弁済が再生手続開始後になされているといっても、本件求償権は、共益債権ではなく、再生債権であるというべきである。

2 再生会社に対する租税債権が一般優先債権とされる趣旨は、租税は、国家存立の財政的基盤であることから、随時の弁済を受けられるものとする中で租税収入の確保を図ると解されるところ、租税債務を代位弁済した場合、それにより、税関においてその租税収入の確保を図ることができた以上、租税債権を一般優先債権とした趣旨は既に達成されており、それ以上になお代位債権を一般優先債権として扱う必要性はないから、租税債権に一般優先債権として代位することはできない。

#### 【刑事法】

(24) 最一決平成17年3月18日判タ1181号190頁 平成16年（シ）第316号  
刑の執行猶予言渡取消決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件  
抗告棄却

→法務速報48号35番にて紹介済。

(25) 最一判平成17年4月14日判タ1181号156頁 平成16年（あ）第2077号

監禁致傷、恐喝被告事件 上告棄却

→法務速報48号40番にて紹介済。

(26) 最一決平成17年4月18日判タ1181号174頁 平成16年（あ）第971号

殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反、殺人未遂被告事件 上告棄却

→法務速報48号41番にて紹介済。

(27) 最二判平成17年4月21日判タ1181号183頁 平成16年（あ）第1595号

出入国管理及び難民認定法違反被告事件 上告棄却

→法務速報49号41番にて紹介済。

(28) 最二決平成17年10月24日 最高HP平成17年(し)第406号  
勾留理由開示の期日調書の謄写を許可しないとの裁判に対する準抗告棄却決定に  
対する特別抗告(棄却)

公訴提起後第1回公判期日前に弁護人が申請した起訴前の勾留理由開示の期日調  
書の謄写を許可しなかった裁判官の処分に対する準抗告の申立ては不適法であり、  
これが適法であることを前提とする特別抗告の申立ても不適法であるとされた事  
例。

(理由)

勾留理由開示期日調書の謄写の不許可は、勾留理由開示を担当した裁判官が刑事  
訴訟法40条1項に準じて行った訴訟に関する書類の謄写に関する処分であって、  
同法429条1項2号にいう「勾留(中略)に関する裁判」には当たらないから、こ  
れに対しては、準抗告を申し立てることはできず、同法309条2項により異議を申  
立てることができるにとどまる。

(29) 最三決平成17年11月8日 最高HP平成15年(あ)第163号

銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(棄却)

反目状態にあった男性の運転する自動車に意図的に衝突されて自車が転覆した際  
に、上記男性とのけんか抗争等に備える目的で自車のダッシュボード内に入れて  
おいた刃物を護身用にズボンのポケットに移し替えて自車からは出した後の路  
上における刃物携帯行為について、正当防衛として違法性が阻却されないとされ  
た事例。

(理由)

被告人が自動車のダッシュボード内に本件刃物を入れておいたことは不法な刃物  
の携帯というべきであり、その後本件刃物を護身用にポケットに移し替えて携帯  
したとしても、それは不法な刃物の携帯の一部と評価するのが相当であるから、  
本件訴因記載時点における被告人の携帯行為について、違法性が阻却される余地  
はない。

(30) 大阪高判平成16年12月9日判タ1181号348頁 平成16年(う)第1540号  
道路交通法違反、道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反被告事件  
破棄自判、確定

他の自動車の登録番号標を道路運送車両法所定の検査を受けておらず、かつ、  
自動車損害賠償責任保険契約等も締結されていない自動車に取り付けた上で、こ  
れを無免許運転して運行の用に供した場合における道路運送車両法98条3項違反  
(自動車登録番号標を他車にしようする罪)の所為と道路交通法64条、道路運送  
車両法58条1項、自動車損害賠償保障法5条各違反の所為との罪数について、無免  
許運転、無車検車運行供用及び無保険車運行供用は観念的競合の関係にあるが、  
これと道路運送車両法98条3項違反の罪とは観念的競合ではなく、併合罪になる  
と解すべきとした事例。

(31) 大阪高判平成17年5月18日判時1902号157頁 平成16年(う)第1977号  
貸金業の規制等に関する法律違反、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに  
関する法律違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被  
告事件(破棄自判、確定)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく追徴に関し、  
預金の全部が同法16条1項但書の「犯罪被害財産」に当たるとして追徴しなかつ  
た原審判決を破棄し、「犯罪被害財産」を被害者による私法上の権利行使が実際  
に行われる蓋然性がある場合に限定し、預金の一部は犯罪被害財産に当たらない  
として金580万9957円が追徴された事例。

【公法】

(32) 最一判平成17年4月14日判タ1181号176頁 平成13年(行ヒ)第25号

処分取消請求事件 上告棄却

→法務速報48号49番にて紹介済。

(33) 最三判平成17年10月25日 最高HP平成15年(行ヒ)第320号

勧告取消請求事件(破棄差戻し)

医療法(平成12年法律第141号による改正前のもの)30条の7の規定に基づき都  
道府県知事が病院を開設しようとする者に対して行う病床数削減の勧告は抗告訴  
訟の対象となる行政処分当たるとされた事例。

(理由)

医療法及び健康保険法の規定の内容やその運用の実情に照らすと、医療法30条  
の7の規定に基づく病床数の削減の勧告は、医療法上は当該勧告を受けた者が任  
意にこれに従うことを期待してされる行政指導として定められてはいるけれども、  
当該勧告を受けた者に対し、これに従わない場合には、相当程度の確実さをもつ  
て、病院を開設しても削減を勧告された病床を除いてしか保険医療機関の指定を  
受けることができなくなるという結果をもたらす、いわゆる国民皆保険制度が採  
用されている我が国においては、健康保険、国民健康保険等を利用しないで病院  
を受診する者はほとんどなく、保険医療機関の指定を受けずに診療行為を行う病  
院がほとんど存在しないことは公知の事実であるから、削減を勧告された病床を  
除いてしか保険医療機関の指定を受けることができない場合には、実際上当該病  
床を設けることができない不利益を受けることになる。このような効果及び病院  
経営における保険医療機関の指定の持つ意義を併せ考えると、この勧告は、行政  
事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当  
たる。後に保険医療機関の指定拒否処分の効力を抗告訴訟によって争うことが  
できるとしても、そのことは上記の結論を左右しない。

(34) 最二判平成17年10月28日 最高HP 平成14年(行ヒ)第144号

損害賠償請求事件(破棄自判)

大分県大分郡に属する挾間町（以下「町」という。）の住民が、町が挾間町陣屋の村自然活用施設の運営を委託している団体に対してした補助金の交付が地方自治法232条の2の定める「公益上必要がある場合」の要件を満たさないから、その支出は違法であると主張し、地方自治法242条の2第1項4号（平成14年法律第4号による改正前のもの。以下同じ）に基づき、町に代位して、町長の職にあったA（以下「A」という。）の相続人に対し、上記補助金に相当する額の損害賠償を求めた事案において

1 町が自然活用施設の運営を委託している団体に対してした補助金の交付が地方自治法232条の2所定の「公益上必要がある場合」に当たらないとはいえないとされた事例。

（理由）

陣屋の村は、町の豊かな自然を生かし、住民に自然に親しむ機会を与えるとともに、都市との交流を促進するという目的で設置された公の施設であり、陣屋の村振興協会は、陣屋の村の管理運営事業を行うことを目的として町により設立されたものであって、町から委託を受けて専ら陣屋の村の管理運営に当たっているから、運営赤字を補てんするための補助金交付には公益上の必要があるとした町の判断は、一般的には不合理ではない。

そして、挾間町陣屋の村自然活用施設の設置及び管理に関する条例（平成2年挾間町条例第15号。）が陣屋の村を設置することとした目的等に照らせば、仮に振興協会による事務処理に問題があり、そのために陣屋の村の運営収支が赤字になったとしても、直ちに、上記目的や陣屋の村の存在意義が失われ、町がその存続を前提とした施策を執ることが許されなくなるものではない。加えて、Aは、振興協会の理事長として、食堂営業の収入を増加させるため和食調理の腕の立つ調理員を採用すべきであると判断して雇用を決定したものであり、人件費の増加による赤字発生防止についても一応の見通しを持っていたから、経営上の裁量を逸脱した放漫な行為であったとはいえない。

2. 地方自治法（平成14年法律第4号による改正前のもの）242条の2第1項4号に基づく住民訴訟において、原告である住民が請求を放棄することはできない。

(35) 最三判平成17年11月1日 最高HP第三小法廷判決 平成14年（行ツ）第187号、平成14年（行ヒ）第218号 市道区域決定処分取消等請求事件（棄却）

昭和13年3月5日付で旧都市計画法（昭和43年法律第100号による廃止前のもの）3条に基づき内務大臣が決定した都市計画に係る道路の区域内にその一部が含まれる土地について建築物の建築の制限を課せられ、それを越える建築物の建築をして土地を使用することができないことによって損失を受けているとして、憲法29条3項に基づき補償請求をした事案において、上記の損失は、一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超えて特別の犠牲を課せられたものということがいまだ困難であるとして、上記の損失につき補償請求をすることはできないとされた事例。

（補足意見の理由）

本件土地は、第1種住居地域とされ、容積率10分の20、建ぺい率10分の6と定められて、高度な土地利用が従来行われ、また、現にそれが予定されている地域でもない。本件土地上に現存する建築物は、木造瓦葺平家建の居宅であって、これを改築するには、都市計画法53条1項ただし書1号により、同項本文所定の許可を要しないし、これと同程度の規模構造の建築物を再度建築するには同法54条3号により許可がされる。本件土地は、面積合計692.32平方メートルの同一団の土地であるところ、予定区域内に含まれるのは、そのうちの約4分の1の部分にとどまるから、残余の部分敷地として同号に該当する最大の建築物を許可の下に建築すれば、それは上記の容積率及び建ぺい率の上限に近いものとなる。

(36) 最三判平成17年11月8日 最高HP平成14年（行ヒ）第112号

所得税更正処分等取消請求事件（破棄差戻し）

昭和62年当時の非上場株式の低額譲受けに係る給与所得、その低額譲渡に係る譲渡所得及びその新株の有利発行を受けたことに係る一時所得の各計算において、同株式の評価における、1株当たりの純資産価額の算定に当たり法人税額等相当額を控除すべきであるとされた事例。

（理由）

法人税基本通達（平成2年直法2-6による改正前のもの）9-1-15は、1株当たりの純資産価額の算定に当たり法人税額等相当額を控除するものとしている「相続税財産評価に関する基本通達」（なお、平成3年課評2-4、課資1-6により、題名が「財産評価基本通達」に改められた。以下「評価通達」という。）の定める非上場株式の評価方法を、原則として法人税課税においても是認し、1株当たりの純資産価額の計算に当たって株式の発行会社の有する土地を相続税路線価ではなく時価で評価するなどの条件を付して採用することとしている。このことは、所得税課税においても同様に妥当する。

所得税基本通達については平成12年課資3-8、課所4-29による改正により、法人税基本通達については平成12年課法2?7による改正により、所得税及び法人税の課税における1株当たりの純資産価額の評価に当たり法人税額等相当額を控除しないことが規定されるに至ったのであって、それらの改正前の昭和62年当時に、評価通達（平成2年直評12、直資2-203による改正前のもの）185が定める1株当たりの純資産価額の算定方式のうち法人税額等相当額を控除する部分が、所得税課税における評価に当てはまらないということに関係通達から読み取ることは、一般の納税義務者にとっては不可能である。

そうであるとする、昭和62年3月又は5月における1株当たりの純資産価額の評価において法人税額等相当額を控除することにつき、会社が順調に営業を行っていることのみを根拠としてこれを不合理であるということとはできないとされた事例。

(37) 最一判平成17年11月10日 最高HP判決 平成13年（行ヒ）第243号  
損害賠償請求事件（破棄自判）

下関市（以下「市」という。）の住民らが、市、民間企業等の出資により設立された日韓高速船株式会社（以下「本件会社」という。）に対する市の補助金の支出は、地方自治法232条の2に定める「公益上必要がある場合」の要件を満たさないから違法であると主張して、地方自治法（平成14年法律第4号による改正前のもの）242条の2第1項4号に基づき、市に代位して、当時の市長に対し、補助金相当額の損害賠償を求めた事案において、市の補助金の支出が違法であるとした原判決を破棄して、住民の請求を棄却した事例。

（理由）

市と姉妹都市の提携をしている大韓民国の釜山市との間に高速船を就航させる事業の目的、市と本件事業とのかかわりの程度、本件会社の債務につき民間企業6社等が連帯保証をした経緯、市が支出した補助金の趣旨、市の財政状況等に加え、市長は補助金の支出について市議会に説明し、補助金に係る予算案は、市議会において特にその支出の当否が審議された上で可決されたものであること、補助金の支出は市長その他の関係者に不正な利益をもたらすものとはうかがわれないことに照らすと、市長が補助金を支出したことにつき公益上の必要があると判断したことは、その裁量権を逸脱し、又は濫用したものと断すべき程度に不合理なものであるということとはできないから、地方自治法232条の2に違反し違法なものであるということとはできない。補助金の支出に先立ち、市が本件借入金の連帯保証人に応分の負担を負わせること等をしなかったとしても、この結論を左右するものではない。

(38) 最三判平成17年11月15日 最高HP平成16年（行ヒ）第46号  
損害賠償請求事件（破棄差戻し）

篠山市（以下「市」という。）の住民が、市の助役が民間団体の開催する会合に出席した際にされた市長交際費の支出は違法であるなどと主張して、地方自治法（平成14年法律第4号による改正前のもの。以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、市に代位して、市長に対し、支出相当額の損害賠償を求めた事案において、市の助役が民間団体の開催する会合に出席した際の会費相当額として支出された市長交際費が社会通念上相当と認められる範囲を超えるものとした原審の判断に違法があるとされた事例。

（理由）

本件金員は、祝儀として市長交際費から支出されたものであるところ、本件民間団体は無償で市の管理する墓地の草刈りを行っているというのであるから、本件金員は、単に懇親会の会費としての性質を有するにとどまらず、本件団体による労働奉仕に謝意を示す性質をも有していたのではないかということがうかがわれる。そうすると、本件金員を支出した理由に関する上記のような事情の有無を検討しなければ、本件金員の支出が会費相当額として社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するものであるか否かを判断することはできない。

(39) 最一判平成17年11月17日 最高HP平成15年（行ヒ）第231号  
損害賠償代位請求事件（破棄差戻し）

山形県の小国町（以下「町」という。）の住民が、町長が在職中に町の財産である砂利を低廉な価格で第三者に譲渡したことにより、町が損害を被ったとして、地方自治法（平成14年法律第4号による改正前のもの）242条の2第1項4号に基づき、町に代位して、町長に対し損害賠償を求めた事案において、地方自治法237条2項の議会の議決があったというためには、当該譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上当該譲渡等を行うことを認める趣旨の議決がされたことを要すると判示して、住民の請求を棄却した原判決を破棄差戻した事例。

（理由）

地方自治法237条2項が、条例又は議会の議決による場合でなければ、普通地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けてはならない旨規定し、同法96条1項6号は、条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けることを議会の議決事項として定めている趣旨は、適正な対価によらずに普通地方公共団体の財産の譲渡等を行うことを無制限に許すとすると、当該普通地方公共団体に多大の損失が生ずるおそれがあるのみならず、特定の者の利益のために財政の運営がゆがめられるおそれもあるため、条例による場合のほかは、適正な対価によらずに財産の譲渡等を行う必要性和妥当性を議会において審議させ、当該譲渡等を行うかどうかを議会の判断にゆだねることとしたものであるから、同項の議会の議決があったというためには、議会において当該譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上当該譲渡等を行うことを認める趣旨の議決がされたことを要する。

(40) 東京高判平成17年10月20日 平成16年（行コ）  
第14号各建築不許可処分取消請求

1 都市計画に関する基礎調査の結果が客観性、実証性を欠くために土地利用、交通等の現状の認識及び将来の見通しが合理性を欠くにもかかわらず、そのような不合理な現状の認識及び将来の見通しに依拠して都市計画が決定されたと認められるときなど、都市計画法第6条第1項が定める基礎調査の結果が勘案されることなく都市計画が決定された場合は、当該都市計画の決定は、都市計画法第13条第1項第14号、第6号の趣旨に反して違法となるとした事例。

2 都市計画法（平成10年法律第79号による改正前のもの）第21条第1項に基づき、平成9年3月25日付け静岡県公報で告示がされた都市計画変更決定（静岡県告示第313号）に關し、控訴人らが、被控訴人に対し都市計画法第53条第1項に基づき上記都市計画道路の区域内において上記建築物の建築をすることを許可申請をしたところ、被控訴人から都市計画法第54条の許可基準に合致していないとしてこれを不許可とする決定を受けたため、その取消しを求めた事案において、都市計画道路を11mから17mに拡幅するという内容に変更する都市計画の変更決定が、都市計画に関する基礎調査の結果が客観性、実証性を欠くものであったために、不合理な現状の認識及び将来の見通しに依拠してされたものであり、都市計画法



第13条第1項第14号、第6号の趣旨に反して違法であるとして、都市計画法第53条第1項に基づき上記変更決定による都市計画道路の区域内に建築物を建築することの許可を申請した者に対して行った不許可処分を取り消した事例。

(41) 大阪高判平成17年7月26日 高裁HP 平成17年(ネ)第438号  
損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

大学院生が暴力団関係者らに自動車連れ去られた上、暴行を受けて殺害されたことについて、連れ去り現場に臨場した警察官に対する情報伝達の不備やその後同所から撤収したことの判断の短絡さを捉え、これが警察官の権限不行使が違法な職務執行になるとして、県に対する損害賠償請求を認めた事例。

(42) 東京地判平成17年5月13日判時1902号33頁 平成15年(行ウ)第312号・同16年(行ウ)第147号 法人税更正処分等取消請求事件(一部却下、一部認容、一部棄却、控訴)

PHS回線とNTTの電話を相互接続するエントランス回線に関するものとしてPHS事業の譲渡を受け、NTTに対する「エントランス回線利用権」なる無形固定資産を取得した者が、取得した譲渡財産(相互接続のためにエントランス回線1回線につき支払われる設置負担金は72,800円であるが、15万回線以上あるため総額では110億円以上)を一度に損金処理できる取得価額が10万円未満の「少額減価償却資産」(法人税法施行令133条に規定)に該当するとして申告したことに対し、税務署長から更正処分等が下された事案において、「少額減価償却資産」の該当性を判断するにあたっては当該企業の事業活動において、一般的・客観的に、資産としての機能を発揮することができる単位を基準にその取得価額を判断すべきであるところ、1回線で基地局とPHS接続装置との間の相互接続を行うという機能が発揮できること等から、エントランス回線利用権の取得価額は1回線の単価であると認めるのが相当、とされ、「少額減価償却資産」に該当するとされた事例。

#### 【経済法】

(43) 大阪高判平成17年7月5日 高裁HP 平成16年(ネ)第2179号  
独占禁止法違反行為に対する差止請求控訴事件(控訴棄却)

控訴人は、関西国際空港島における全国紙の販売等を計画し、卸売大手五社に取引を申し込んだところ、五社は何れも、同島における全国紙販売は関西国際空港新聞販売店に対してのみ行っていることを理由として、控訴人の申込みを拒絶した。裁判所は、五社の共同取引拒絶を認めたが、控訴人が他社から販売目的で全国紙を購入できること等を理由に、公正競争阻害性を否定し、独禁法24条の差止請求を認めなかった事例。

## 2. 11月の成立法令一覧

種類 提出回数 番号  
議案件数

- ・衆法 163 4  
政治資金規正法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 政党、政治資金団体以外の政治団体間の寄附を年間5千万円以下に制限する法律
- ・衆法 163 9  
政治資金規正法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 政治団体の支部が解散した時に本部が同旨を届出ることを可能とする法律
- ・衆法 163 20  
国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 平成18年4月から議長、副議長及び議員の歳費の額を1.7%減額する法律
- ・衆法 163 21  
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 一般職国家公務員の給与改定に伴う国会議員の秘書の給料を改定する法律
- ・衆法 163 22  
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 国会職員の職務復帰後の給与取扱いの規定を改正する法律
- ・衆法 163 25  
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
・ ・ ・ 養護者による高齢者虐待の防止のための指導・立入検査・罰則等を定めた法律
- ・参法 163 3  
会計検査院法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 会計検査の機能強化のため検査要求事項の随時報告、検査に応じる義務等を定めた法律
- ・閣法 163 7  
電波法及び放送法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 外資が一定以上の議決権を占める放送局を免許の欠格事由とする等の法律
- ・閣法 163 10  
労働安全衛生法等の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 長時間労働者の事業主への改善促進、通勤途上災害の範囲拡大等を定めた法律

・閣法 163 11  
障害者自立支援法  
・・・障害者への自立支援給付の創設及び様々な地域生活支援事業等を定めた法律

・閣法 163 12  
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律  
・・・テロ特措法の期限を一年間延長する法律

・閣法 63 13  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律  
・・・外国人従業者の在留資格確認義務及び営業許可の欠格事由に人身売買罪を追加する法律

・閣法 163 14  
銀行法等の一部を改正する法律  
・・・銀行代理業制度創設に伴う名義貸し禁止等、銀行代理店制度全般の見直しを図る法律

・閣法 163 15  
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律  
・・・一般職国家公務員の俸給月額、各手当の改定及び地域手当の新設・廃止等を定めた法律

・閣法 163 16  
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律  
・・・一般職国家公務員の給与改定に伴う特別職職員の給与額を改定する法律

・閣法 163 17  
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律  
・・・中期勤続者の退職手当の支給率を改定する法律

・閣法 163 18  
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律  
・・・一般職国家公務員の給与改定に伴う防衛庁職員の俸給月額を改定する法律

・閣法 163 19  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律  
・・・一般政府職員の給与改定に伴う裁判官の報酬月額を改定する法律

・閣法 163 20  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律  
・・・一般政府職員の給与改定に伴う検察官の俸給月額を改定する法律

・閣法 163 21  
最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律  
・・・最高裁判所裁判官の退職手当に関する特例を改定する法律

・閣法 163 23  
建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律  
・・・耐震改修を要する特定建築物の範囲拡大及び資金の貸付けに係る債務保証を実施する耐震改修支援センターの設立等を定めた法律

・閣法 163 24  
郵便法の一部を改正する法律  
・・・郵便料金計器の印影偽造等の処罰に関する規定文言の改正

---

### 3. 11月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

・多木誠一郎 全国共同出版 232頁 3150円  
協同組合における外部監査の研究

・石山卓磨編著 成文堂 466頁 3675円  
現代保険法

・長尾治助監 みやこ法律事務所編 法律文化社 324頁 3780円  
新版 判例貸金業規制法

・今井宏・菊地伸 商事法務 336頁 3990円  
会社の合併

・ペーター・ギレス著 小島武司編 中央大学出版部 224頁 2730円

---

4. 11月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・松本正春 税務経理協会 324頁 3150円  
消費税法 理論と計算
- ・半田正夫・平岩俊司・倉田秀也編 丸善 500頁 12600円  
知的財産権辞典〔第2版〕
- ・吉田敏雄・宮澤節生・丸山治編 信山社 464頁 12600円  
罪と罰・非情にして人間的なるもの 小暮得雄先生古稀記念論文集
- ・経済産業省産業再生課編著 商事法務 412頁 3780円  
詳説 産業活力再生法
- ・経済産業省知的財産政策室編著 有斐閣 310頁 3780円  
逐条解説 不正競争防止法 平成16・17年改正
- ・舟木亨 ナカニシヤ出版 296頁 2625円  
デジタル時代の《方法序説》 機械と人間のかかわりについて
- ・小林覚他著 青林書院 616頁 5565円  
新・青林法律相談 16 独占禁止法の法律相談
- ・松本重敏 有斐閣 240頁 4410円  
特許権の本質とその限界
- ・日本国際経済法学会編 法律文化社 260頁 3675円  
日本国際経済法学会年報 第14号
- ・品田充儀編著 法律文化社 192頁 4200円  
労災保険とモラルハザード 北米労災補償制度の法・経済分析

---

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---